

令和4年度 第2回猪名川町農会長会次第

と き 令和4年7月8日(金)
午後6時30分から
ところ 猪名川町立文化体育館小ホール

1 あいさつ

2 協議事項

(1) 猪名川町農業環境課関係

- ① 令和4年度水稻・そば作付状況について・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- ② 経営所得安定対策等について・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
- ③ 営農活性化補助金について・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 8
- ④ ため池放流機能緊急整備事業について・・・・・・・・ P. 10
- ⑤ ため池保険について・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 12
- ⑥ 農業日誌の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 14
- ⑦ 農会長会HPの作成について・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 15
- ⑧ 有害鳥獣・森林里山関連について・・・・・・・・ P. 16

(2) 阪神農業改良普及センター関係・・・・・・・・ P. 18

(3) 兵庫県農業共済組合関係・・・・・・・・ 別冊

(4) 兵庫六甲農業協同組合関係・・・・・・・・ 別冊

(5) その他

令和4年度 水稻・そば作付状況について

1. 主食用水稻

年度	作付面積 (a)	生産目安 (a) (H29 まで配分面積)	作付率 (%)
H25	19,526.5	19,806.2	98.2
H26	19,054.5	18,987.3	100.4
H27	18,819.4	18,748.6	100.4
H28	18,607.1	18,807.6	98.9
H29	18,439.6	18,719.9	98.5
H30	18,520.7	18,200.0	101.8
R1	18,214.1	18,200.0	100.1
R2	17,338.7	18,200.0	95.3
R3	17,175.3	17,300.0	99.3
R4	16,676.5	17,300.0	96.3

(6月末時点)

○対前年比 作付面積 ▲498.8a

2. そば

年度	作付面積 (a)
H25	2,632.8
H26	2,136.5
H27	2,323.5
H28	2,132.6
H29	1,959.2
H30	1,720.5
R1	1,560.1
R2	1,912.4
R3	1,771.8
R4	1,952.8

(6月末時点)

○対前年比 作付面積 +181.0a

令和4年産米の集落別の作付予定面積調査結果一覧表

予定数量	841 t
予定面積	172.0 ha
基準単収	489 kg/10a

生産目安	847 t
面積換算	173.0 ha
基準単収	490 kg/10a

猪名川町地域農業再生協議会

集落 番号	集落名	水田面積 (a)	令和4年産米の需要量のに関する情報							<参考>令和3年産米の作付状況					
			作付予定面積						そば (a)	3年産との 比較	水稻			そば (a)	
			水稻		新規需要米 (a)	加工米 (a)	予定数量 (玄米kg)	袋数 (30kg/袋)			作付目標 面積 ① (a)	主食作付 面積 ② (a)	その他 水稻		作付率 ②/①
			主食用米 (a)	3年産との 比較											
1	原	1,301.8	616.4	13.0	0.0	0.0	30,142	1,005	89.2	0.0	577.6	603.4		104.5	89.2
2	内馬場	707.9	242.3	0.0	0.0	0.0	11,848	395	40.7	6.0	256.1	242.3		94.6	34.7
3	民田	784.1	426.2	0.0	0.0	0.0	20,841	695	0.0	0.0	438.3	426.2		97.2	0.0
4	上阿古谷	2,314.9	1,493.6	80.4	0.0	0.0	73,037	2,435	31.6	▲ 8.8	1,479.4	1,413.2		95.5	40.4
5	下阿古谷	1,173.0	721.1	▲ 28.2	0.0	0.0	35,262	1,175	45.9	0.0	746.0	749.3		100.4	45.9
6	北田原	1,302.3	551.2	▲ 16.6	0.0	0.0	26,954	898	0.0	0.0	616.4	567.8		92.1	0.0
7	南田原	1,289.5	525.1	▲ 10.0	0.0	0.0	25,677	856	33.3	33.3	597.5	535.1		89.6	0.0
8	北野	267.4	180.8	7.4	0.0	0.0	8,841	295	0.0	0.0	180.8	173.4		95.9	0.0
9	紫合	2,166.4	1,071.6	27.8	9.5	0.0	52,401	1,747	70.0	▲ 10.0	1,030.5	1,043.8		101.3	80.0
10	柏梨田	497.9	170.1	0.0	0.0	0.0	8,318	277	0.0	0.0	181.4	170.1		93.8	0.0
11	上野	884.9	344.8	0.0	0.0	0.0	16,861	562	86.0	0.0	358.2	344.8		96.3	86.0
12	広根	1,454.9	851.5	▲ 9.5	0.0	0.0	41,638	1,388	0.0	▲ 8.9	855.5	861.0		100.6	8.9
13	銀山	233.4	55.0	0.0	0.0	0.0	2,690	90	0.0	0.0	55.0	55.0		100.0	0.0
14	猪淵	395.3	129.7	▲ 24.6	0.0	0.0	6,342	211	66.4	24.6	152.5	154.3		101.2	41.8
15	肝川	890.2	471.6	▲ 23.6	0.0	0.0	23,061	769	0.0	0.0	521.3	495.2		95.0	0.0
16	差組	462.5	214.3	▲ 8.6	0.0	0.0	10,479	349	0.0	0.0	235.4	222.9		94.7	0.0
17	万善	945.0	115.4	▲ 27.4	0.0	0.0	5,643	188	44.9	0.0	179.4	142.8		79.6	44.9
18	槻並	3,752.9	1,814.2	28.6	0.0	0.0	88,714	2,957	189.5	▲ 41.7	1,799.6	1,785.6		99.2	231.2
19	木津上	1,342.1	497.7	9.2	0.0	0.0	24,338	811	59.5	10.8	480.7	488.5		101.6	48.7
20	木津	582.0	400.1	10.9	0.0	0.0	19,565	652	0.0	0.0	368.1	389.2		105.7	0.0
21	木間生	547.7	271.4	▲ 4.4	0.0	0.0	13,271	442	0.0	0.0	282.1	275.8		97.8	0.0
22	朽原	1,095.0	452.9	0.0	0.0	0.0	22,147	738	0.0	0.0	480.2	452.9		94.3	0.0
23	林田	711.6	128.4	0.0	0.0	0.0	6,279	209	0.0	0.0	111.2	128.4		115.5	0.0
24	笹尾	1,617.1	687.3	▲ 142.3	0.0	0.0	33,609	1,120	573.8	145.3	843.6	829.6		98.3	428.5
25	清水	864.3	386.1	3.1	0.0	0.0	18,880	629	26.6	0.0	384.4	383.0		99.6	26.6
26	清水東	933.6	601.1	0.0	0.0	0.0	29,394	980	40.1	0.0	621.6	601.1		96.7	40.1
27	仁頂寺	331.6	144.7	8.0	0.0	0.0	7,076	236	0.0	0.0	137.3	136.7		99.6	0.0
28	島	490.4	233.1	0.0	0.0	0.0	11,399	380	15.0	0.0	234.8	233.1		99.3	15.0
29	鎌倉	930.3	540.1	24.8	0.0	0.0	26,411	880	21.2	▲ 21.2	557.0	515.3		92.5	42.4
30	杉生	1,303.2	599.0	0.0	0.0	0.0	29,291	976	0.0	0.0	599.8	599.0		99.9	0.0
31	西畑	893.1	481.7	21.3	0.0	0.0	23,555	785	204.5	▲ 1.4	455.1	460.4		101.2	205.9
32	柏原	2,664.4	1,080.3	58.4	0.0	0.0	52,827	1,761	153.1	▲ 10.0	1,194.3	1,021.9		85.6	163.1
33	農会外	2,215.0	697.2	0.0	0.0	0.0	34,093	1,136	52.8	0.0	596.3	697.2		116.9	52.8
	合計	37,345.7	17,196.0	▲ 2.3	9.5	0.0	840,884	28,027	1,844.1	118.0	17,607.4	17,198.3	0.0	97.7%	1,726.1

※ 四捨五入により計算の値が一致していない場合もある。▲はマイナス

※ 袋数は、集落の生産数量目標を30kgで割った数値で、少数点以下は四捨五入している。

経営所得安定対策等について

1. 各交付金の交付要件

経営所得安定対策の各交付金の交付を受けるには、下記の要件を満たす必要があります。

①畑作物の直接支払交付金

- ・販売実績があること
- ・認定農業者、集落営農、認定新規就農者であること
- ・検査を受けていること

②水田活用の直接支払交付金

- ・販売実績があること
- *助成項目により異なります。

2. 販売実績（出荷・販売）の確認について

出荷・販売の確認書類については、農家は5年間の保管が必要です。本町では、交付要件の確認を行うために下記書類の提出を求めており、それを町で一括して証拠書類として保管します。

つきましては、出荷・販売を確認する方法について、次の書類を準備してください。役場への提出時期については、該当者へ直接通知します（概ね11月頃）。

① 量販店、市場等へ出荷している場合

- ・ 出荷・販売契約書の写し
- ・ 売り上げ伝票の写し等、販売量が確認できるもの

② 道の駅いながわ（直売所）に出荷している場合

・ 出荷記録

道の駅より提供いただく予定となっておりますが、ご家族の名前で出荷している等の理由で農業者名と道の駅の出荷者名が一致しないケースや、営農計画書に記入いただいた農作物と別の農作物を作付・出荷しているケースが例年多くみられます。これに該当する場合は、事前に農業環境課までご連絡ください。

③ 無人販売所に出荷している場合

- ・ 直売計画書（任意書式）
- ・ 販売していることを確認できる写真（陳列の様子など）
※必ず、交付金を受ける作物全ての写真を提出してください。
- ・ 販売記録（日々の売り上げを整理した帳簿の写し）

④ 知人、友人に販売している（金銭の授受が伴っている）場合

- ・ 直売計画書（任意書式）
- ・ 出荷販売契約書（任意書式）
- ・ 販売記録（販売した数量等）

★注意事項★

昨年度より野菜の生産日誌の提出は不要としております。

しかしながら、果樹は新植3年未満の場合のみ対象となるため、生産日誌を必ずご提出してください。

この他の方法で出荷・販売を行っている農家で、確認方法について不明な場合は農業環境課までお問合せください。

集落内の経営所得安定対策等直接支払交付金の申請者へご周知の程よろしく願いいたします。



1圃場（ほじょう）につき、1枚記入してください。

令和4年度 生産日誌

提出日 月 日

■農家情報

名前	
住所	猪名川町
農会（地区）	
電話	

■作付情報

<small>せいさんほじょう</small> 生産圃場	
品目	
<small>はしゅていしよく</small> 播種（定植）	令和 月 日

※ 実施計画書（野帳）に記載している品目を記入してください。

■生産日誌

投入資材 （農薬は除く）	投入日	肥料名
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
防除内容	防除日	農薬名
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	

※ 「肥料名」、「農薬名」は可能な限り記入してください。

収穫日	令和 月 日
収穫量	
出荷先	

※ 収穫量は、“個数”、“重量”いずれの単位で記入していただいても構いません。

※ 出荷先は、分からない場合は空欄で構いません。

令和4年産の直売計画書

住所：_____

氏名：_____

1 品目

2 販売場所（販売先）

住 所：_____

名 称：_____

電話番号：_____

3 販売予定時期及び出荷予定数量

実施時期		出荷予定数量 (kg)	備考
月	上旬		
	中旬		
	下旬		
月	上旬		
	中旬		
	下旬		
月	上旬		
	中旬		
	下旬		
月	上旬		
	中旬		
	下旬		
月	上旬		
	中旬		
	下旬		
合計			

※ 直売所等で販売を目的に生産する場合は作成して下さい。
 出荷・販売伝票とともに証拠書類として5年間保管して下さい。

令和4年産の販売記録

住所：猪名川町 _____

氏名： _____

1 品目

2 販売記録

販売年月日	販売先	販売数量 (kg)	販売額 (円)

※ 直売所等で販売した場合は作成して下さい。なお、無人販売所で販売された場合は、販売行為を確認できる写真を添付して下さい。
販売を確認する証拠書類です。5年間保管して下さい。
領収書（控）等があれば、併せて保管して下さい。

令和4年度

営農活性化補助金のご案内

パイプハウスやぶどう棚を新設される方、そばを栽培している方、果樹を植栽される方に対して猪名川町が独自に補助金を交付します！

農家の皆さんを
支援します！！

①パイプハウス等設置支援事業

【助成金額】 ※上限200万円まで

パイプハウス 200㎡以上	対象金額×1/2
パイプハウス 200㎡未満	対象金額×1/3
ぶどう棚 25万円以上/a	対象金額×1/2



【申し込み方法】

9月末までにJAに申し込み
※野菜部会会員が対象

②果樹産地活性化支援事業

【対象品目】

栗、ぶどう、柿、ブルーベリー、桃、梅、ゆず、キウイ

【助成金額】

最低購入本数以上の購入	購入費用×2/3
最低購入本数未満の購入	購入費用×1/2

※最低購入本数については、品目によって異なります。

【申し込み方法】

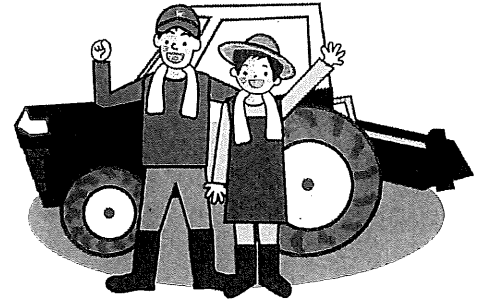
8月頃、果樹部会会員にご案内します。
※果樹部会会員が対象



③ そば栽培支援事業

【助成金額】

基本助成金額	10,000円／10a
団地化加算金	10,000円／10a



【玄そばの買取り】

北海道産玄そば12月価格の最高額＋乾燥調整費＋100円

【実施時期】

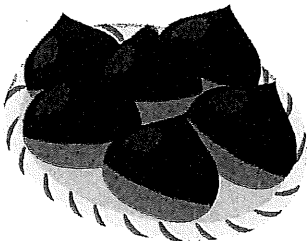
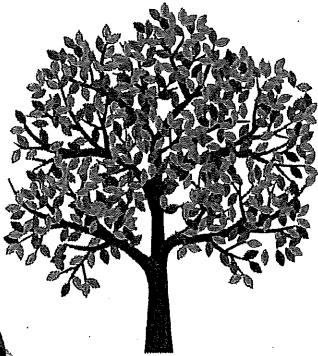
播種：8月上旬～下旬

刈取：11月上旬～下旬

※天候によって時期は変更になる場合がございます。

【申し込み方法】

農会を通じて猪名川町役場農業環境課に申し込み。



④ 北摂栗生産環境整備事業

【内容】

高齢化等の理由により、栗の木の剪定を剪定士に委託する生産者に対して、委託費用の一部を助成します。

【対象者】

町内で北摂栗を生産し、道の駅いながわ又はJA兵庫六甲に出荷している猪名川果樹部会会員

【助成金額】

剪定費用の2分の1を補助（上限5万円）

補助金を受けるためにはそれぞれ要件があります。
詳しくは、下記お問い合わせまでご連絡ください。

お問い合わせ：猪名川町役場農業環境課 072-766-8709

・目的

本取組みは、水位を速やかに下げることができないため池に暫定的な施設を整備し、天気予報などで台風や大雨が想定される前にため池の水位を下げられるようにしておき、堤体にかかる負担を軽減し、決壊の未然防止の一助として行います。

・仕組み（下記のいずれか）

- 1 サイフォンによる水位低下（原則堤体上が道路指定されている場合は除く）
- 2 洪水吐け(余水吐け)の越流堰の一部切下げ（越流堰がコンクリート造りの場合）

・実施条件（下記項目を満たすこと、または、危機管理上、市町長が特に必要と認めたため池）

条 件	
1	今後も農業用として使用するため池である。
2	現在防災重点農業用ため池である（指定が見込まれるものも含む）。
3	満水面積が概ね300㎡以上のため池である。 （※既存資料等の面積を基本とする。ただし現地と大きく掛け離れている場合は都市計画図や他の図面などで確認）
4	ひょうごのため池安全安心定期点検の健全度総合評価が要監視（要早期改修含む）であり、保全計画書が作成されている、又は作成予定のため池であること。
5	取水施設や底樋が十分機能せず、ため池の水位を下げるできないため池である。

ご注意）申し込んだ場合でも要望に沿えない場合があります。

・ご理解いただきたいこと

- 1 今回の暫定対策工事は、ため池の漏水を防止するものでないこと。
- 2 今回の取組みで堤体の決壊を完全に防ぐものではないこと。
- 3 台風や豪雨前にため池の水位を事前に下げる取組みに努力すること。
- 4 実施後は、保全計画書に記載し市町へ提出すること。

・守っていただきたいこと

- 1 大雨の前に設置した施設で作業を行って下さい。ただし、身の安全を第一に操作活動を行って下さい。
- 2 国の補助金を活用して今回の事業を行うため、10年以上使用することを前提としています。今回設置したものが野焼き等で破損した場合は修復し継続的に使用して下さい。

※地元負担金は必要ありません。国の補助 100%の事業です。

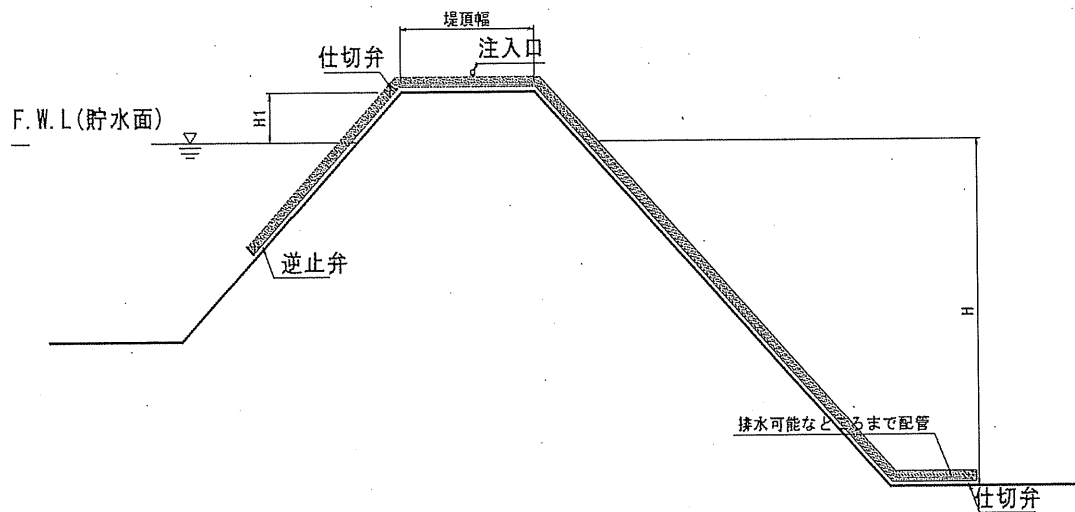
ため池放流機能整備事業の参考規格

①サイフォン形式による事前放流（暫定対策）

（条件）

- ・ 天気予報等を参考に3日間で30年確率の日降雨量相当の貯水量を低下させる施設とする。
- ・ 材料は硬質ポリ塩化ビニル管等の合成樹脂素材とする。
- ・ 口径はφ100～200で、地元管理が可能な口径とし、放流量が多い場合は複数本設置とする。
- ・ 排出流量は満水時の流量で計算する。

サイフォンポンチ絵



②洪水吐の越流堰一部切欠き形式による事前放流（暫定対策）

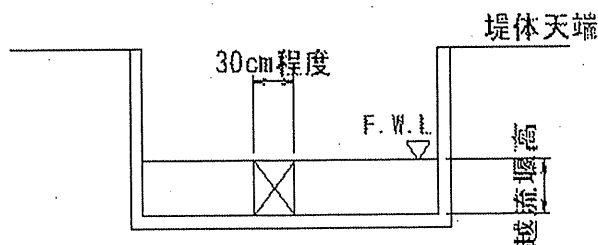
（条件）

- ・ 洪水吐けにコンクリートによる越流堰が設置されているため池。
- ・ 切欠き部の堰板等で完全に遮水することができないことのため池管理者が了解した場合。

（規格）

- ・ 幅は差し板が挿せる構造を考慮して約30cm以上、高さは越流堰の高さ分の切欠きを基本とする。

洪水吐け切欠き正面図



令和4年7月8日

農会長 各位

猪名川町地域振興部農業環境課

「ため池保険」の継続・新規加入について（ご依頼）

盛夏の候、貴職におかれましてはご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は町農政ならびにため池事業の推進につきまして格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご加入されています「ため池の施設賠償責任保険」が8月26日をもって満期を迎えることから、ご案内いたします。

つきましては、下記の要領にて、貴農会所属の「ため池所有者・管理者」の方々のご加入を取りまとめていただき、猪名川町農業環境課までご報告下さいますようお願い申し上げます。

記

1,加入申込方法

- ① 現在加入されているため池については、添付しております一覧表に記載しておりますので「防護柵」「立て札・看板」の有無確認のうえ、「継続」欄の「継・否」いずれかに○印をお付けください。
- ② 今回新たに加入を希望されるため池については、申込書の空欄に必要事項をご記入いただき ㈱関西リスクシェアリング（担当・宅間Tel 090-8212-9309）までご連絡ください。保険料は後日個別に連絡させていただきます。
- ③ 申込書右上に会長名の記名と捺印をお願いします。

2,保険料のお支払い方法

保険料は、申込書各池の右欄の保険料の集金をお願いします。

農会ごとにまとめて申込書とともに猪名川町農業環境課にご持参ください。

3,申し込み締め切り日 7月29日（金）期日厳守

4,その他保険に関する質問などがありましたら㈱関西リスクシェアリング
(TEL090-8212-9309 担当・宅間) までご連絡ください。

『ため池保険』に関するQ&A

Q 1, この保険は、だれのためですか？

A 1, 申し込まれた池や水路の管理者や管理組合等の代表者のための保険です。

Q 2, どんなときに支払われる保険ですか？

A 2, 申し込まれた池や水路で、管理者のミスや不具合で発生した事故に対して被害者の方より賠償請求があった場合にお支払いする保険です。

例えば、

① 池や水路で第三者の人が壊れていた防護柵の間から転落してケガ又は死亡したとき。

② 池や水路で第三者の自転車が倒れていた「立ち入り禁止」の立て札にあたり乗っていた自転車が壊れたとき。

こんな場合は支払われません。

① 被害者の故意や過失で生じた時。

② 地震、噴火、洪水などの天災によって生じた時。

Q 3, この保険では、何が支払われるのですか？

A 3, A 2の例で発生した事故で、

身体に対しては、治療費や応急手当の費用などの支払い。

財物に対しては、修繕費などの支払い。

その他、被害者とのトラブルを解決するために要した裁判費用や弁護士費用などの訴訟費用が支払われます。

Q 4, 管理者や管理の代表者が事故にあった場合はこの保険で支払われますか？

A 4, 保険を申し込まれた管理者や管理の代表者には、支払われません。

この場合は、個人で加入されている生命保険や傷害保険が支払い対象となります。

◆管理者とは⇒ 池や水路を個人で所有されて、個人名で申し込まれた方（ご本人）とその同居の2親等以内の親族。

◆管理の代表者とは⇒ 池や水路を水利組合や村の所有とされているところで、組合長や会長と役員（執行委員）の方。

Q 5, 管理の代表者の家族は賠償を受ける対象になりますか？

A 5, この場合は組織、団体として見ますので、家族の方は賠償を受ける対象となります。

Q 6, 管理者と所有者及び地権者との関係はどのようになりますか？

A 6, 管理者として保険を申し込まれた方以外は、賠償を受ける対象者となります。

Q 7, では補償の額は、いくらまで支払われますか？

A 7, 身体、財物に対しては、1事故3億円（免責0円）までの補償

質問、相談などがありましたら(株)関西リスクシェアリング 宅間 までご連絡ください。

☎ 072-766-1540

農業日誌・ファミリー日誌・新農家暦の廃止について

例年、9月中旬ごろに農会内で回覧していただき、必要部数などの取りまとめをお願いしておりました「農業日誌」「ファミリー日誌」「新農家暦」について、一般社団法人農林統計協会より、令和4年版（令和3年の年末に刊行）をもちまして、刊行を中止される旨の通知がありました。

長い間ご購入いただいていた皆様には申し訳ございませんが、農会内で周知いただきますようお願いいたします。

農会内での周知にご協力をお願いいたします。



農会長会HPを作成しました！

猪名川町ホームページ内に農会長会のページを作成しました。会議資料をPDFでアップしておりますので、農会内での周知などにご活用ください(^ ^) /



兵庫県 猪名川町
INAGAWA TOWN

文字サイズ

標準

拡大

背景色変更

黒

青

標準

ルビ入り



Multilingual (多言語翻訳) 携帯サイト



くらし・手続き



医療・健康・福祉



子育て・教育



観光・文化・スポーツ



しごと・産業



猪名川町とは

大野アルプスランド 恋人の聖地

最新プロモーション動画完成

▶大野アルプスランドの詳細はここをクリック

サイト内検索

農会長会

x



注目キーワード
新型コロナ

農会長会で検索

令和4年度農会長会

第1回農会長会

日時：令和4年4月21日（木曜日）
場所：猪名川町立文化体育館
資料：第1回農会長会資料（PDF：4MB）

第2回農会長会

日時：令和4年7月8日（金曜日）
場所：猪名川町立文化体育館
資料：

第3回農会長会

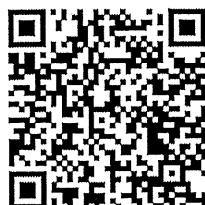
日時：令和4年11月（資料配布）
資料：

第4回農会長会

日時：令和4年1月20日（金曜日）予定
場所：猪名川町立文化体育館
資料：

検索方法Q

- ①町ホームページのサイト内検索箇所にて「農会長会」で検索もしくは
- ②下記QRコードからアクセス



**今年度の有害鳥獣(シカ・イノシシ・アライグマ・ヌートリア)の捕獲実績
令和4年4月～令和4年6月**

捕獲地区	捕獲鳥獣(頭)								計
	シカ			イノシシ			アライグマ	ヌートリア	
	銃	箱わな	のり網等	銃	箱わな	のり網等			
原									0
内馬場		3			2		2		7
民田									0
上阿古谷		2					2		4
下阿古谷		7	1				3		11
北田原									0
南田原							1		1
北野									0
紫合		1					2		3
柏梨田							2		2
上野							2		2
広根							2		2
銀山									0
猪淵							1		1
肝川							1		1
差組					1		1		2
万善									0
槻並		2					2		4
木津上									0
木津							5		5
木間生									0
朽原							2		2
林田							2		2
笹尾							1		1
清水									0
清水東							1		1
仁頂寺							1		1
島							5		5
鎌倉		1	1				2		4
杉生			2				2		4
西畑							1		1
柏原							3		3
若葉							2		2
旭ヶ丘							1		1
合計	0	16	4	0	3	0	49	0	69

鳥獣被害防止柵購入事業補助金

の活用をご検討のみなさまへ

○補助金の交付は、予算の範囲内となります。ご検討の場合はお早めに申請ください。

- ・ 獣害対策用の電気柵等資材については、町がその購入経費の一部を補助する事業を平成29年度より実施しています。
- ・ 令和3年度からは、栽培した農作物を出荷していない場合も補助の対象となっています。
- ・ 補助事業の内容や手続については、本チラシをご確認いただくとともに、役場農業環境課までお問合せください。

【補助事業の概要】

①補助の対象者（以下全ての要件を満たす方）

- ・ 町内に住所を有する農業を営む個人又は法人であり、現に農作物被害を受け、または受ける恐れがあること。
 - ・ 獣害防止柵を設置しようとする所有農地等で農作物を栽培していること。（ただし、出荷の有無によって補助上限額が異なります。）
 - ・ 町税の滞納がないこと。
 - ・ 同一年度において、本人または同一世帯人等が、この補助金を受けていないこと。
 - ・ 過去8年以内に、同一農地で本事業または国・県等の補助を受けていないこと。
- ※ただし、農地の防護機能を高めるために、他の種類の防護柵を組み合わせる場合は、この限りではありません。

②補助の対象

- ・ 電気柵、ネット柵、トタン柵、ワイヤーメッシュ柵の購入に要する経費

③補助金額

- ・ 購入費用（税抜）の1/2

個人（出荷もしくは出荷予定の場合）：最大5万円（法人は最大10万円）

個人（出荷しない場合）：最大3万円

④利用（申請）の手続

必ず資材購入前に申請手続が必要です。

※ 農業環境課窓口でのみ受付します。

【問い合わせ先】

猪名川町 農業環境課 有害鳥獣担当

TEL: 766-8709

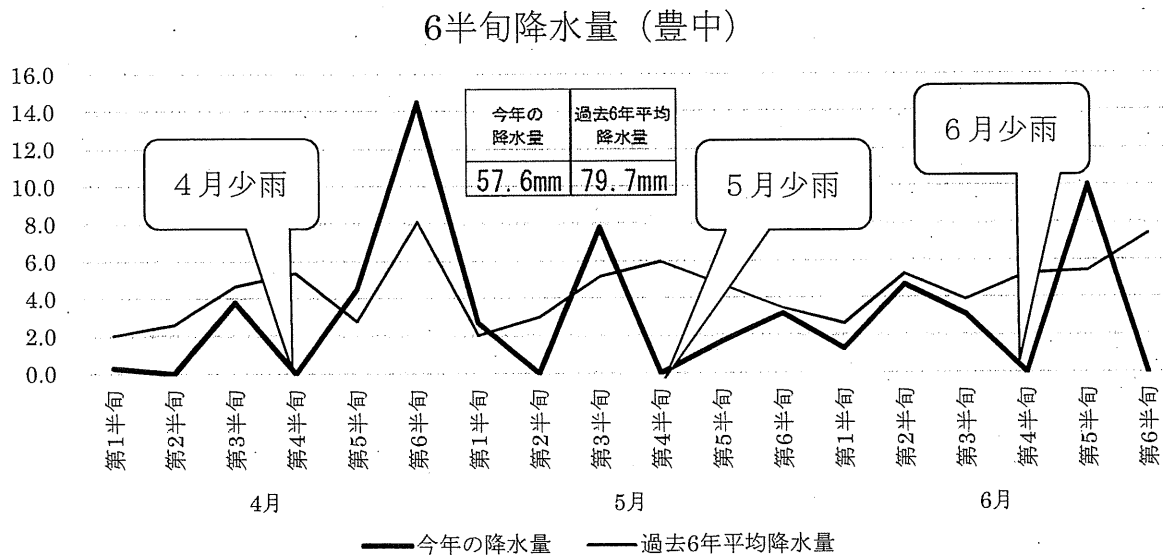
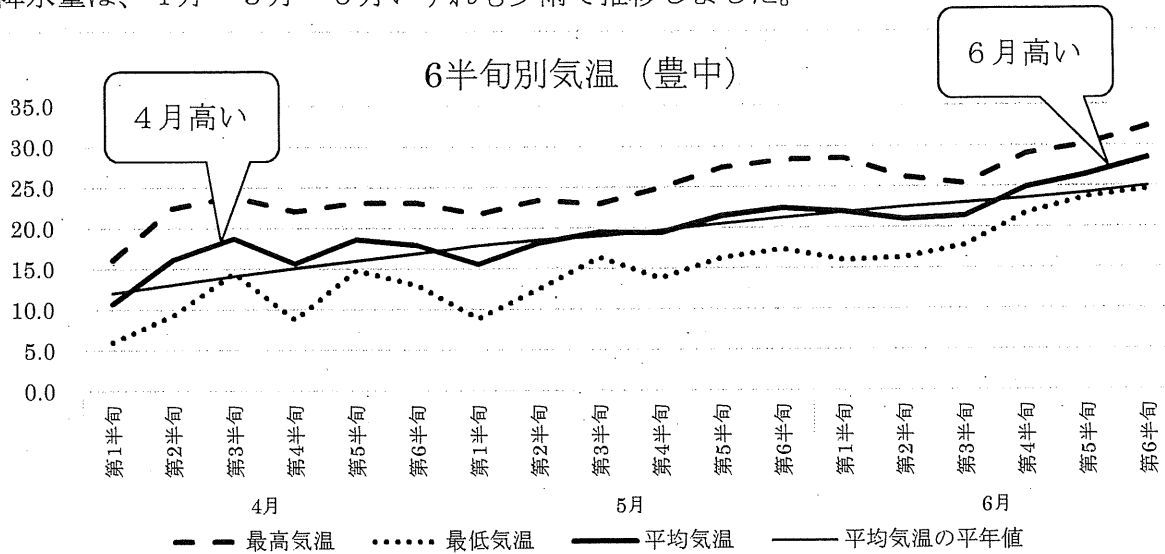
FAX: 766-7725

水稲の中間管理について

令和4年7月8日
 阪神農業改良普及センター

【これまでの気象状況と7月～9月の3ヶ月気象予報】

●近畿地方は6月14日ごろ梅雨入りしたと見られます（平年：6月6日ごろ、昨年5月12日ごろ）。気温は、平年に比べ温暖傾向で、4月と6月後半が特に高かったです。降水量は、4月・5月・6月いずれも少雨で推移しました。



●令和4年6月21日大阪管区気象台発表の7月～9月の3か月の天候の予報は、次のとおりです。

- ・向こう3か月の平均気温は、高い確率50%。
 降水量は、多い確率40%、平年並み・少ない確率はともに30%。
- ・7月：前半は平年に比べ曇りや雨の日が少ない。後半は晴れの日が多い。
- ・8月：平年に比べ晴れの日が少ない。
- ・9月：天気は数日の周期で変わる。

【水稲の生育状況について】

●生育状況（6月27日調査） 品種：キヌヒカリ

・平年に比べて、茎数は多く、草丈はほぼ同じです。

生育調査結果

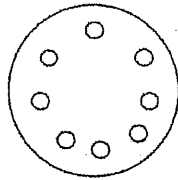
	草丈 (cm)	茎数 (本/坪)
本年	33	943
平年	32	775

*水稲気象感応調査（兵庫県立農林水産技術総合センター）結果

**調査概要：播種5月10日、移植6月1日、 m^2 当たり18.0株、1株4本植え

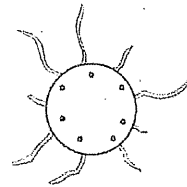
【水稲の中間管理】

●中干しについて



中干し前の根の断面模式図

全体に白っぽくなめらかで、太い。通気組織が発達している。



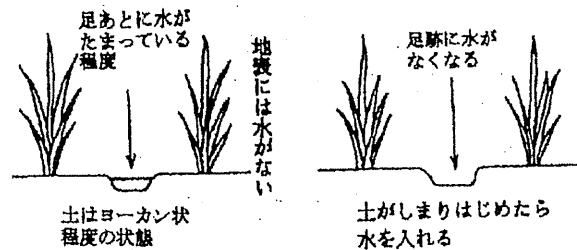
中干し後の根の断面模式図

全体に茶色っぽく細くひげ根が多い。通気組織は小さくなっている。

- ・中干しは、土壤中に酸素を送り込み、根を健全に保ちます。また、肥料や水分を吸収しやすい根を作ります。
- ・中干しは、目標穂数の8割の茎数が確保された頃におこないます。50株/坪植えて、株あたり20~21本（コシヒカリは16本）程度となります。
- ・土面に細かい小ヒビ割れが入れば走り水をし、おおむね10日程度干します。強く干しすぎると、大きなヒビが入り、根が切れてしまいます（強粘質土は強めに干す）。

【中干し後の水管理について】

- ・中干し後、イネの生育は穂づくりの準備に入るとともに、草丈が伸長し始めます。
- ・中干し以降は、水を入れては自然落水を待ち、田面の足跡に水が見えなくなったら水を入れる、の繰り返しで管理します（間断かん水）。中干しでできた根の活力を維持し、しっかりした穂を作るようにします。
- ・出穂前後（穂ばらみ期～開花期）は、イネが水分を多く必要とする時期です。この時期は、水を切らさず管理します。
- ・登熟期は再び間断かん水で管理します。登熟期に水をためすぎると根腐れを起こし、秋落ちの原因となります。



登熟初期の	→モミの成長が止まる。
水不足	
登熟中後期	→モミの粒張りが悪くな
りの水不足	り、品質低下を招く。

